静岡県告示第752号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和7年11月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線	名	供	用	開	始	D	区	間	供用開始の期日
磐田天竜線		磐田市豊田40番の4から							令和7年11月28日
		磐田市豊田8番の4まで							